

Title	まちづくりと地方分権改革
Author(s)	平, 修久
Citation	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.19-5 : 10
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2370
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

まちづくりと地方分権改革

平 修久

2009年度第3回埼玉都市経営研究会において、横浜市都市経営局大都市制度・地方分権推進課長の橋田誠氏を講師にお招きし、まちづくりと地方分権改革について講演して頂いた。講演の概要は以下のとおりである。

2007年4月に発足した地方分権改革推進委員会 は、これまでに、第1-4次の勧告を提出した。

第1次勧告（2008年5月28日）は、生活者の視点に立つ「地方政府」の確立と題して、内容は、①国と地方の役割分担の基本的考え方、②重点行政分野の抜本的見直し、③基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大などである。①の中では、住民に身近な行政は地方自治体に移譲し、国は、A.国家としての存立に関わる事務、B.全国統一が望ましい事務、地方自治の基本的準則に関する事務、C.全国規模で実施、または全国的視点を要する事務を重点的に担うべきだとした。また、広域自治体と基礎自治体の役割分担として、基礎自治体優先の原則と近接性補完性の原則が提示された。

第2次勧告（2008年12月8日）は、地方政府の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大と題して、①義務付け、枠付けの見直し、②国の出先機関の見直しをその内容とした。①では、地方政府の確立は、自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する完全自治体を意味するとして、条例制定権の拡充を勧告した。②では、地元自治体との協議機関及び府省を超えた総合的な出先機関の設置が提言された。

第3次勧告（2009年10月7日）は、自治立法権の拡大による「地方政府」の実現と題して、①義務付け、枠付けの見直しと条例制定権の拡大、②地方自治関連法制の見直し、③国と地方の協議の場の法制化を3つ大きな柱としている。②の中身は、行政委員会（教育委員会、農業委員会）の必置規制の見直し、財務会計制度の透明性向上、自己責任の拡大である。①に対する各府省からの回答は、地方要望分104条項のうち、勧告通り見直し

が28、勧告と異なる見直しが34である。ゼロ回答の42については、見直し拡大に向け、副大臣レベルの協議が12月1日に開始された。

第4次勧告（2009年11月9日）は、自治財政権の強化による「地方政府」の実現へと題し、地方財税制度の再構築、地域間財政力格差是正が重要であるという考えでまとめられた。当面（2010年度予算へ向けて）の課題としては、①地方交付税の総額の確保及び法定率の引上げ、②直轄事業負担金制度の改革、③地方自治体への権限・事務の移譲と必要な財源等の確保などである。中長期の課題として、①地方税制改革（地方税の充実、望ましい地方税体系の構築、課税自主権の充実）、②国庫補助負担金の整理（廃止、あるいは一般財源化等）、③地方交付税（財政調整機能の充実、予見可能性の向上等）、④地方債（発行に関わる国の関与の見直し）、⑤財政規律の確保（地方自治体の財務会計制度の見直し）を挙げている。

第4次勧告後の12月1日に、地域分権改革推進計画構成案を公表した。内容としては、①義務付け、枠付けの見直しと条例制定権の拡大、②国と地方の協議の場の法制化、③今後の地域主権改革の推進体制である。

橋田氏の講演の翌日に、枝野衆議院議員の話を伺う機会があった。同議員によると、民主党政権が進めようとしている分権は、市民セクターを意識した本格的なものである。従来、国は中央省庁を意味していたが、民主党政権下では政治主導を標榜し、省庁ではなく政治家が地方と分権を協議する方針になっている。このような背景から、政権交代後に提出された第3次、第4次勧告を中心に分権が進められつつある。新政権のもと、着実に、かつ大胆に分権が進むことを期待したい。

（たいら・のぶひさ 聖学院大学政治経済学部コミュニティ政策学科教授）

（2009年12月10日、大宮ソニックシティ 501会議室）